

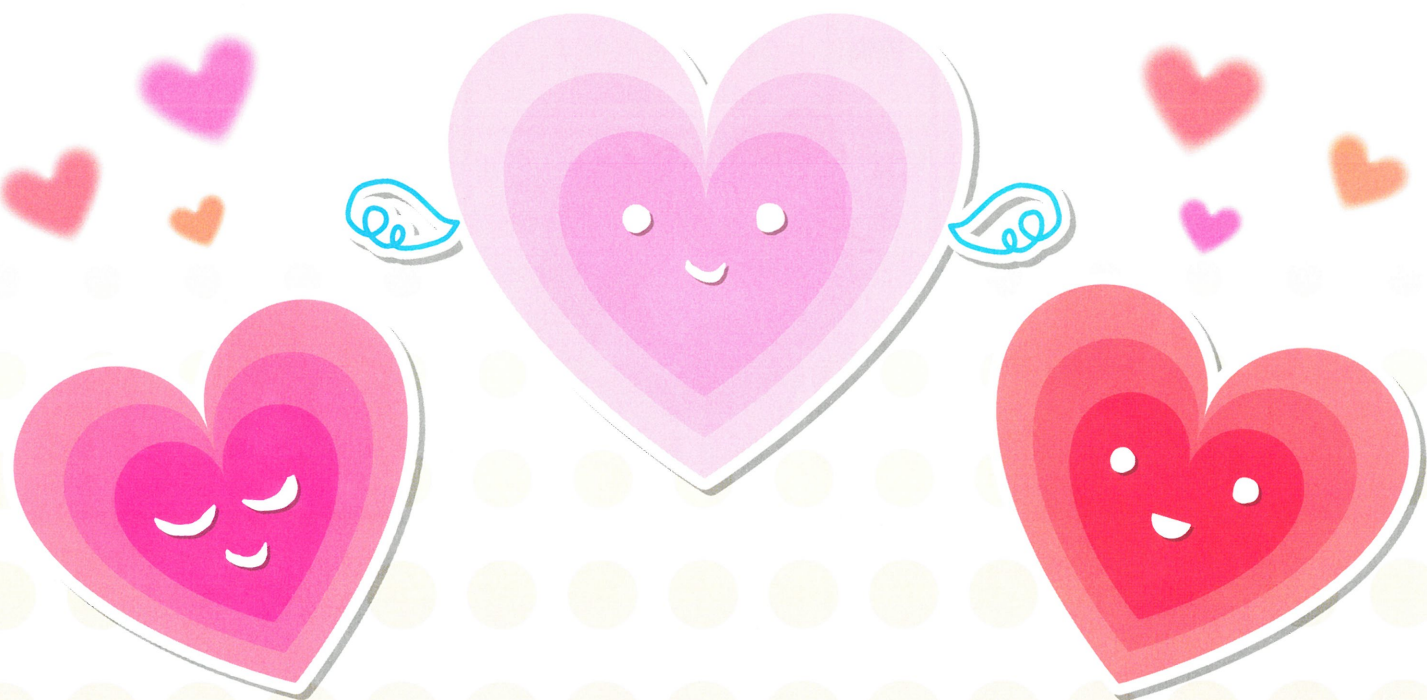
# しょう しゃ ぎやく たい 障がい者虐待を ふせ 防ぎましょう

「障がい者への虐待」は、絶対にあってはならないことです。

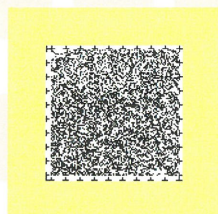
しかし、虐待をしている人も、受けている人も、気づかないまま、日常生活で虐待が行なわれている場合もあります。

平成24年10月1日に施行された「障害者虐待防止法」では、障がい者に対する虐待を禁止するとともに、虐待を受けている人はもちろん、虐待に気づいた人はだれでも、身近な自治体に届出や通報をするよう定められています。

虐待のない社会をつくるため、みなさんが障がい者虐待を身近な問題として捉え、地域全体で障がい者とその家族を支援していくことが大切です。



とくしま 徳島県



※リーフレット下端のマークは、『音声コード』です。活字文書読み上げ装置に挿入すると、印刷情報を音声で聞くことができます。

## 障害者虐待防止法とは

障害者虐待防止法とは、正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます。障がい者の尊厳を守り、障がい者の自立及び社会参加を促進するためには、障がい者への虐待の防止が極めて重要です。

この法律では、障がい者への虐待の禁止、その予防及び早期発見などに対する国、地方公共団体の責務、虐待を受けた障がい者への保護や自立のための支援の措置、養護者に対する支援が定められています。

また、障がい者への虐待を発見した人は、市町村や県への通報が義務づけられています。

## 対象となる障がい者とは

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）のある人や、その他の心身の機能に障がいがある人で、障がいや社会的な障壁により、日常生活や社会生活が困難で支援が必要な人が対象となります。

※ 障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

## 虐待の起こりえる場面とは

障害者虐待防止法では、虐待を次の3種類に分けています。

### 養護者による虐待

障がい者の身の回りの世話や身体介助、金銭の管理などをおこなっている家族、親族、同居人等からの虐待です。



### 障がい者福祉施設従事者等による虐待

障がい者福祉施設又は障がい福祉サービス事業所等で働く職員による虐待のことで、



### 使用者による虐待

障がい者を雇用している事業主等による虐待のことで、

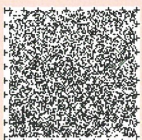


### ※ 学校、保育所、医療機関について

障害者虐待防止法により、それぞれの施設において、障がい者に対する虐待への対応や、その防止のための措置を講じることが、学校の長、保育所の長、医療機関の管理者に義務づけられています。

### ※ 養護者の支援も大切です

養護者に対して、適切な支援を行うことで、障がい者虐待の防止に繋がる場合も少なくありません。障害者虐待防止法では、養護者に対して、支援措置を講じることでも定められています。



ぎゃくたい おも く たい れい  
虐待の主な具体例

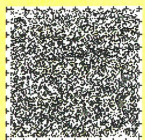
区分	虐待の内容と具体例	虐待のサイン
<p>身体的虐待</p>	<p>ぼうりよく たいばつ によって 身体に 傷やあざ、痛みを 与える 行為。身体を 縛り付けたり、過剰な 投薬によって 身体の動きを 抑制する 行為。</p> <p>&lt;具体例&gt; 殴る、蹴る、つねる、やけどさせる、縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬</p> 	<p>傷、あざ、火傷が 頻繁に みられる。 急におびえたり、こわがったりする。 「こわい」「嫌だ」と 施設や 職場に 行きたがらない。 自分で 頭を たたく、突然 泣き出す ことがよくある。</p>
<p>性的虐待</p>	<p>性的な 行為や その 強要（表面上は 同意しているように見えても、本心からの 同意かどうか 見極める必要がある）。</p> <p>&lt;具体例&gt; 性交、性器への 接触、性的 行為を 強要する、裸にする、キスする、わいせつな 言葉を 発する</p> 	<p>不自然な 歩き方を する。座位を 保つことが 困難になる。 肛門や 性器からの 出血、傷が 見られる。 周囲の 人の 体を さわる ようになる。 卑猥な 言葉を 発する ようになる。 ひとと 目を 避ける。一人で 部屋に いたがる。</p>
<p>心理的虐待</p>	<p>脅し、侮辱などの 言葉や 態度、無視、嫌がらせなどによって、精神的に 苦痛を 与える。</p> <p>&lt;具体例&gt; 「バカ」「あほ」など 侮辱する 言葉を 浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を 言う、仲間に入れない、子ども 扱いはする</p> 	<p>かきむしり、かみつきなど、攻撃的な 態度が みられる。 おびえる、わめく、泣く、叫ぶなど パニックを 起こす。 食欲の 変化が 激しい（過食、拒食）。 自傷 行為が みられる。</p>
<p>放置・放任（ネグレクト）</p>	<p>食事や 排泄、入浴、洗濯など 身の 世話や 介助を しない、必要な 福祉サービスや 医療や 教育を 受けさせない、などによって 障がい者の 生活環境や 身体・精神的 状態を 悪化させる。</p> <p>&lt;具体例&gt; 食事水分を 与えない、あまり 入浴させない、汚れた 服を 着させ 続ける、排泄の 介助を しない。</p> 	<p>身体から 異臭、汚れが ひどい 髪、爪が 伸びて 汚い、ずっと 同じ 服を 着ている。 過度に 空腹を 訴える、栄養 失調が 見て取れる。 病気や けがを しても 家族が 受診を 拒否、受診を 勧めても 行った 気配が ない。 学校や 職場に 出てこない。</p>
<p>経済的虐待</p>	<p>本人の 同意なしに 財産や 年金、賃金を 使ったり 勝手に 運用し、本人が 希望する 金銭の 使用を 理由無く 制限する。</p> <p>&lt;具体例&gt; 年金や 賃金を 渡さない、本人の 同意なしに 財産や 預貯金を 処分・運用する、日常生活に必要な 金銭を 渡さない、使わせない。</p> 	<p>お金を 使っている 様子が見られない。 年金や 賃金が どう 管理されているか 本人が 知らない。 サービスの 利用料や 生活費の 支払いが できない。 親が 本人の 年金を 管理し、遊興費や 生活費に 使っている ように見える。</p> 

障がい者への虐待について、相談などがありましたら、  
どなたでもお近くの市町村にある「市町村障がい者虐待防止センター」までご連絡ください。

令和5年4月1日現在

市町村名等	名 称 (※1)	受 付 時 間	電 話	ファクシミリ
徳島市	徳島市障害者虐待防止センター	24時間	088-677-7889	088-621-5300
鳴門市	鳴門市障がい者虐待防止センター	24時間	088-684-1725	088-684-1337
小松島市	小松島市障がい者虐待防止センター	平日 8:30~17:15	0885-32-2279	0885-35-0272
		平日夜間(17:15~翌8:30)、 土日祝日・年末年始	080-2980-1757 (福) 悠林舎シーズ	0884-23-0263
阿南市	阿南市障がい者虐待防止センター (社会福祉法人悠林舎シーズ 内)	24時間	080-2980-1757	0884-23-0263
吉野川市	吉野川市障がい者虐待防止センター	平日 8:30~17:15	0883-22-2263	0883-22-2260
		平日夜間(17:15~翌8:30)、 土日祝日・年末年始	0883-24-6168 障害者支援施設 野菊の里	0883-24-6144 障害者支援施設 野菊の里
阿波市	阿波市障がい者虐待防止センター	平日 8:30~17:15	0883-36-6812	0883-36-5158
		平日夜間(17:15~翌8:30)、 土日祝日・年末年始	080-2996-2218	
美馬市	美馬市障がい者虐待防止センター	平日 8:30~17:15	0883-52-5614	0883-52-1197
		土日祝日・年末年始 8:30~17:15	0883-52-1212	
		夜間 17:15~翌8:30	0883-52-1077	
三好市	三好市障害者虐待防止センター	24時間	0883-72-7610	0883-72-7605
			0883-72-2251 障がい者生活支援センターはくあい	0883-72-2477
			0883-79-3937 ワークサポートやまなみ	0883-79-3927
勝浦町	勝浦町障害者虐待防止センター	平日 8:30~16:30	0884-42-0999	0884-42-2839
		平日夜間(16:30~翌8:30)、 土日祝日・年末年始	0120-56-2942 (福) 柏涛会	
上勝町	上勝町障がい者虐待防止センター	平日 8:30~17:15	0885-46-0111	0885-46-0323
		平日夜間(17:15~翌8:30)、 土日祝日・年末年始	0884-42-0999 (福) 柏涛会	0884-36-2668
佐那河内村	佐那河内村障がい者虐待防止センター	平日 8:30~17:15	088-679-2971	088-679-2125
		平日夜間(17:15~翌8:30)、 土日祝日・年末年始	088-679-2111	
名西郡 (※2)	名西郡障がい者虐待防止センター (名西郡障がい者基幹相談支援センター内)	24時間	088-638-2770	088-615-8551
那賀町	那賀町障害者虐待防止センター	24時間	0884-62-1141	0884-62-1115
牟岐町	牟岐町障害者虐待防止センター	24時間	0884-72-3416	0884-72-2716
美波町	美波町障がい者虐待防止センター	24時間	0884-77-3614	0884-77-1666
海陽町	海陽町障がい者虐待防止センター	24時間	0884-73-4312	0884-73-3880
板野郡 (※3)	障がい者虐待防止センター凌雲 (障がい者生活支援センター凌雲 内)	24時間	088-693-1140	088-692-6776
つるぎ町	つるぎ町障がい者虐待防止センター	24時間	0883-62-3111	0883-62-4944
東みよし町	東みよし町障がい者虐待防止センター	24時間	0883-79-3937 ワークサポートやまなみ	0883-79-3927

- (※1) 「名称」欄中、括弧書きのない市町村は、各市役所・町村役場内に設置されています。
- (※2) 名西郡(石井町、神山町)は、共通の窓口です。
- (※3) 板野郡(松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町)は共通の窓口です。



県窓口：徳島県障がい者権利擁護センター（徳島県障がい者相談支援センター内）  
電 話・ファクシミリ兼用 088-631-1188

※通報者や届出者の情報が、外部に漏れることはありません。  
また、施設や職場の職員が通報者の場合、通報等を理由に解雇やその他不利益な取扱をすることは法律で禁じられています。